

大牟田市アピアランスケア推進事業Q&A

R4.10.27

1. 助成対象者について

NO.	質問	回答
1	現在大牟田市に住んでいますが、購入した時点では別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか？	申請日時時点で大牟田市に住民票を有していれば対象になります。
2	助成対象者に年齢制限はありますか？	ありません。 ただし、未成年者が対象となる場合は、法定代理人(親権者、未成年後見人)が申請者となります。
3	今回助成を受けた後に、再発や転移で再度医療用ウィッグや補整具が必要になった場合は助成対象になりますか？	申請は1人1区分につき1回ですので、一度助成を受けた区分は再度申請できません。
4	数年前にがん治療を受け、今回医療用ウィッグや補整具を購入しました。助成対象になりますか？	令和4年4月1日以降に購入したものであり、購入日の翌日から1年以内に申請したものであれば対象になります。(治療や手術を受けた日に要件はありません。)
5	収入要件はありますか？	大牟田市アピアランスケア推進事業に収入要件はありません。 ただし、大牟田市が福岡県の補助を受けるために課税情報等を照会する必要があるため、申請書で同意をいただきます。

2. 助成対象経費について

NO.	質問	回答
1	定期支払・レンタルの利用は助成対象となりますか？	対象となりません。 購入費のみが対象です。
2	助成対象用具の個数制限はありますか？	個数制限はありませんが、助成額は用具の合計金額の1/2と各区分の上限額(医療用ウィッグ等: 20,000円、補整具等: 10,000円)のいずれか低い方となります。また、いずれの用具についても申請期限内であることが必要です。
3	ポイントやクーポンで支払った金額は対象となりますか？	対象となりません。購入費からポイントやクーポン利用額を差し引いた金額が助成対象です。
4	付属品やケア用品、購入の際にかかった費用は対象となりますか？	対象となりません。 例: シャンプー、リンス、ブラシ等のケア用品 購入の際の交通費、郵送費等

3. 助成対象用具について

NO.	質問	回答
1	医療用ではないウィッグは対象となりますか？	対象となりません。 「医療用ウィッグ」と明記された領収書や明細書が必要です。
2	部分用ウィッグでも対象となりますか？	「医療用ウィッグ」であれば対象となります。
3	手作りウィッグの材料費は対象となりますか？	対象となりません。 購入したもののみ対象です。
4	医療保険を使って、弾性着衣を購入しました。医療機関に支払った金額は対象となりますか？	対象となりません。 医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの、国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは助成の対象外です。
5	乳房再建手術を受けました。手術費用は助成対象になりますか？	手術費用は対象となりません。 自分で装着する人工乳房や人工乳首等は対象になります。
6	令和4年3月31日以前に購入したものは対象になりますか？	対象となりません。

4. 申請に必要な書類について

NO.	質問	回答
1	領収書・明細書に必要な項目は何ですか？	宛名（助成対象者の氏名）、購入日、金額、金額の内訳（「医療用ウィッグ：〇,〇〇〇円」等）、領収書発行者の名称及び住所の記載があることを確認してください。
2	領収書に金額の内訳がありません、どうしたらよいですか？	購入明細書や納品書など、内訳が分かるものを併せて提出してください。
3	インターネットでクレジットカードを使用して購入したため、領収書がありません。申請はできますか？	原則として領収書及び明細書が必要なため、購入先に領収書と明細書の発行を依頼してください。 領収書等の発行ができない場合は、購入内容及び支払が確認できる書類を提出してください。 <u>購入内容が確認できる書類</u> ・購入した用具が掲載されているパンフレットやカタログ等 <u>支払が確認できる書類</u> ・レシート、クレジットカード利用明細書 支払完了等のメールを印刷したもの等 (いずれも本人の宛名を含めてください)

5. その他

NO.	質問	回答
1	医療用ウィッグや補整具にどのようなものがあるのか、どれを選んだらよいのかわかりません。また、治療や療養生活についても悩んでいます。どこに相談したらよいでしょうか？	がん診療連携拠点病院に設けられている「がん相談支援センター」で相談できます。 【福岡県内のがん拠点病院・がん相談センター】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gansoudan-shiensenta.html